

新たな原料費調整制度の導入に伴う 供給約款等の変更届出について

平成21年4月28日
北陸ガス株式会社

北陸ガス株式会社は、平成21年7月検針分のガス料金より新しい原料費調整制度を導入することを内容とする一般ガス供給約款および選択約款の変更について、本日、関東経済産業局長へ届出いたしました。

今回の供給約款等の変更は、原料費調整制度に関連する経済産業省令が改正されたことを受けて実施するものです。新たな原料費調整制度は、原料価格の変動をより迅速にガス料金に反映させることおよびガス料金の変動を平準化させることを目的としており、主な変更内容は以下の通りです。

<新原料費調整制度の主な変更内容>

- ・ 現在、四半期ごとに実施している単位料金の調整を毎月実施します。
- ・ 平均原料価格をガス料金に反映させるまでの期間を、現行の中3カ月から中2カ月へ短縮します。
- ・ 平均原料価格の変動が一定範囲内の場合にガス料金の調整を行わない非調整バンドを廃止します。

新しい原料費調整制度を適用した平成21年7月検針分に適用する料金につきましては、5月末に貿易統計値が公表され次第お知らせいたします。

当社は、今後とも経営全般にわたる効率化を推進するとともに、都市ガスの安定供給、保安の確保、お客さまサービスの向上に努め、お客さま、地域社会ならびに株主の皆さまからご信頼をいただける企業を目指してまいりますので、より一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

以上

<問い合わせ先>
北陸ガス株式会社
総合企画グループ 担当 小出
TEL : 025-245-2214

【参考資料】

・原料費調整制度の新旧比較

		新制度	現行制度
料金反映の 仕組み	調整の頻度	毎月	四半期ごと
	平均原料価格 の算定方法	料金適用月の5～3カ月前 の3カ月平均	料金適用期間（四半期）の 2四半期前の3カ月平均
非調整バンド		廃止	平均原料価格の変動が、 基準平均原料価格の±5% 以内の場合は、ガス料金の 調整を行わない
上限バンド		現行どおり	平均原料価格が上限価格 （基準平均原料価格×1.6） を上回った場合は、上限価格 を平均原料価格とする

	平成20年			平成21年								
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
現行 制度	平均原料価格			中3カ月			料金反映					
				平均原料価格			中3カ月			料金反映		
新 制度				平均原料価格		中2カ月		料金反映				
				平均原料価格		中2カ月		料金反映				
				平均原料価格		中2カ月		料金反映		新制度へ移行		